

大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、大山崎町留守家庭児童会育成事業運営要綱第3条に基づき設置する大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会（以下「協議会」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を実施する。

- 2 事業の運営上必要な事項について協議する。
- 3 その他、協議会の目的を達成するための会議を開催する。

(委員の構成)

第3条 協議会の委員は10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者（3人以内）
- (2) 町立小学校長（1人）
- (3) 留守家庭児童保護者組織代表（1人）
- (4) 行政関係職員（1人）
- (5) 社会教育指導員（1人）
- (6) 留守家庭児童会指導員（1人）
- (7) 町民による公募委員（2人以内）

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、残任期間とする。

(役員及び職務)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置き、その選出は委員の互選による。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が、公開することにより会議の運営に支障を来す恐れがあると認めた場合は、協議会の一部又は全部を非公開とするこ

とができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、大山崎町教育委員会生涯学習課に置き、事務局長は教育長が任命する。

(その他)

第10条 この運営要領に定めるものの他、必要な事項は会議に諮り定める。

附 則

1 この要領は公布の日から施行し、昭和63年1月26日から適用する。

附 則

2 この要領は公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

3 この要領は公布の日から施行し、平成11年1月1日から適用する。

附 則

4 この要領は公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

5 この要領は公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用する。